

○津山圏域資源循環施設組合職員特殊勤務手当支給条例施行規則

平成27年2月20日

津山圏域資源循環施設組合規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、津山圏域資源循環施設組合職員特殊勤務手当支給条例（平成27年津山圏域資源循環施設組合条例第4号。次条において「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 条例の施行に関する事項については、津山市職員特殊勤務手当支給条例施行規則（平成14年津山市規則第5号）を準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。